

調査表4-1

## 市区町村別集計項目(推進体制等)

大分県	
市区町村数	18

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内の連絡会議	の有機的連絡会議	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
				17	17	18					18						
44 201	大分市	生活安全・男女共同参画課	1 1	1	1	大分市男女共同参画推進条例	2006年6月27日	2006年10月1日		第4次おおいた男女共同参画推進プラン	2022年度	~	2026年度	1	1		
44 202	別府市	共生社会実現・部落差別解消推進課	1 1	1	1	別府市男女共同参画推進条例	2006年3月18日	2006年3月18日		湯のまち「べっぷ」輝きプラン ~第3次別府市男女共同参画プラン~	2022年3月	~	2032年3月	1	1		
44 203	中津市	人権・同和対策課	1 2	1	1	中津市男女共同参画推進条例	2015年3月17日	2015年4月1日		第三次中津市男女共同参画計画	2021年4月	~	2025年3月	1	1		
44 204	日田市	企画課	1 2	1	1	日田市男女共同参画推進条例	2009年9月28日	2009年10月1日		第3期 日田市男女共同参画基本計画	2021	~	2030	1	1		
44 205	佐伯市	総務課	1 2	1	1	佐伯市男女共同参画審議会	2005年3月30日	2005年7月1日		第5次佐伯市男女共同参画計画	2024	~	2028	1	1		
44 206	臼杵市	部落差別解消推進・人権啓発課	1 2	1	1	臼杵市男女共同参画推進条例	2013年3月25日	2013年4月1日		第3次臼杵市男女共同参画基本計画	2025年4月	~	2030年3月	1	1		
44 207	津久見市	津久見市 人権尊重・部落差別解消推進室	1 2	1	1	津久見市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		第2次津久見市男女共同参画基本計画	2019年4月	~	2028年3月	1	1		
44 208	竹田市	人権・部落差別解消推進課	1 2	1	1	竹田市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第2次男女共同参画プランたけた (改訂版)	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
44 209	豊後高田市	人権啓発・部落差別解消推進課	1 2	2	1	豊後高田市男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		第4次豊後高田市男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1		
44 210	杵築市	人権啓発・部落差別解消推進課	1 2	1	1	杵築市男女共同参画推進条例	2006年3月24日	2006年3月24日		杵築市男女共同参画プラン	20130401	~	20180331	2	1		
44 211	宇佐市	人権啓発・部落差別解消推進課	1 2	1	1	宇佐市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		第3次宇佐市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2031年3月31日	1	1		
44 212	豊後大野市	人権・部落差別解消推進課	1 2	1	1	豊後大野市男女共同参画推進条例	2005年7月19日	2005年7月19日		第2次豊後大野市男女共同参画基本計画	2016年4月	~	2026年3月	1	1		
44 213	由布市	人権・部落差別解消推進課	1 2	1	1	由布市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		由布市第3次男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
44 214	国東市	人権啓発・部落差別解消推進課	1 2	1	1	国東市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第3次国東市男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
44 322	姫島村	総務課	1 2	1	2	姫島村男女共同参画推進条例	2014年3月17日	2014年4月1日		姫島村男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2029年3月	2	1		
44 341	日出町	住民生活課 人権尊重・部落差別解消推進室	1 2	1	1	日出町男女共同参画推進条例	2006年7月4日	2006年7月4日		第2次日出町共同参画基本計画	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1		
44 461	九重町	社会教育課	2 2	1	1	九重町男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年3月24日		新ニコのえ男女共同参画プラン	2016年4月	~	2026年3月	2	1		
44 462	玖珠町	人権確立・部落差別解消推進課	1 1	1	1	玖珠町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		玖珠町男女共同参画第3次基本計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1		

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)					
		担当課(室)名	所属	事務所掌	府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況

＜選択肢回答＞

所属

1 首長部局  
2 教育委員会

府内連絡会議

1 有  
2 無

事務所掌

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
2 1ではない

諮詢機関

1 有  
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す  
2 2026年度以降の制定を目指す

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体  
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定  
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

1 策定予定有  
2 策定予定無

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

大分県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-5 管理・運営主体								
		問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		施設管理			事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
	2										1	1	1	0	2	0	0
44 201	大分市	大分市男女共同参加鶴センター	たびねす	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-574-5577	097-537-3666	<a href="https://www.city.oita.oita.jp/o018/kurashi/danjo/1403593220993.html">https://www.city.oita.oita.jp/o018/kurashi/danjo/1403593220993.html</a>	<input type="radio"/>								
44 202	別府市	別府市男女共同参画センター	あすべっぷ	874-0903	別府市大字別府字野口原3030番地16	0977-21-8289	0977-21-9042	<a href="https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/danjyokyoudousankaku/">https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/danjyokyoudousankaku/</a>	<input type="radio"/>								
44 203	中津市																
44 204	日田市																
44 205	佐伯市																
44 206	臼杵市																
44 207	津久見市																
44 208	竹田市																
44 209	豊後高田市																
44 210	杵築市																
44 211	宇佐市																
44 212	豊後大野市																
44 213	由布市																
44 214	国東市																
44 322	姫島村																
44 341	日出町																
44 461	九重町																
44 462	玖珠町																

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

大分県

都道府県コード	市区町村名	市町名	区町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																	
				問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
						設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理	その他
44	201	大分市	大分市男女共同参加鶴センター	2014年4月1日	○			○	3	8	11,501	○	○	○	○	○	○	○	○	○	セミナーや講演会参加者への託児サービス、婚活事業
44	202	別府市	別府市男女共同参画センター	2013年4月1日	○			○	2	4	20,215	○	○	○	○	○					
44	203	中津市																			
44	204	日田市																			
44	205	佐伯市						○													
44	206	臼杵市						○													
44	207	津久見市						○													
44	208	竹田市						○													
44	209	豊後高田市																			
44	210	杵築市																			
44	211	宇佐市																			
44	212	豊後大野市						○													
44	213	由布市																			
44	214	国東市																			
44	322	姫島村																			
44	341	日出町																			
44	461	九重町																			
44	462	玖珠町																			

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

大分県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			2			14	2	14.3	15	1	6.7	4	0	0.0	4	0	0.0	3,430	130	3.8
44	201	大分市				1	0	0.0	2	1	50.0							681	35	5.1
44	202	別府市	2004年9月15日	湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1	0	0.0
44	203	中津市				1	0	0.0	1	0	0.0									
44	204	日田市				1	1	100.0	1	0	0.0							162	1	0.6
44	205	佐伯市				1	1	100.0	0	0								367	14	3.8
44	206	臼杵市				1	0	0.0	1	0	0.0							301	10	3.3
44	207	津久見市				1	0	0.0	1	0	0.0							30	0	0.0
44	208	竹田市				1	0	0.0	1	0	0.0							351	17	4.8
44	209	豊後高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							164	8	4.9
44	210	杵築市				1	0	0.0	1	0	0.0							174	4	2.3
44	211	宇佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							344	10	2.9
44	212	豊後大野市	2010年5月18日	豊後大野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							227	5	2.2
44	213	由布市				1	0	0.0	1	0	0.0							152	6	3.9
44	214	国東市				1	0	0.0	1	0	0.0							130	0	0.0
44	322	姫島村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
44	341	日出町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	1	1.3
44	461	九重町										1	0	0.0	1	0	0.0			
44	462	玖珠町										1	0	0.0	1	0	0.0	265	19	7.2

## &lt;選択肢回答&gt;

男女共同参画に関する宣言

## 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

大分県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード										
		問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード														
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他								
					823	718	12,102	3,550	29.3	526	474	7,968	2,376	29.8	102	72	620	137	22.1	492	54	11.0	509	55	10.8													
	小計									522	470	7,687	2,233	29.0	101	71	617	136	22.0																			
44	201	大分市		2026年3月	女性委員の構成比率が3割以上である委員会等の割合50%以上	212	186	2,454	757	30.8	71	63	867	238	27.5	6	6	39	14	35.9	46	10	21.7	47	10	21.3	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日						
44	202	別府市	30.0	2025年0月		106	88	1,896	541	28.5	19	19	481	107	22.2	6	6	29	9	31.0	39	2	5.1	40	2	5.0	1		1		1							
44	203	中津市	50.0	2026年3月		56	52	829	248	29.9	52	48	829	248	29.9	6	5	40	12	30.0	47	2	4.3	48	2	4.2	1		1		1							
44	204	日田市	35.0	2026年3月		73	67	1,148	354	30.8	66	61	897	204	22.7	5	4	51	9	17.6	45	2	4.4	46	3	6.5	1		1		1							
44	205	佐伯市	50.0	2029年3月	2028年3月まで40%(佐伯市総合計画上)	39	39	794	304	38.3	38	38	718	290	40.4	5	4	33	10	30.3	39	2	5.1	40	2	5.0	1		1		1							
44	206	臼杵市			2030年3月までに女性委員の割合が4割以上の審議会等の割合80%	21	20	266	91	34.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性委員の登用状況						22	21	339	105	31.0	6	4	29	7	24.1	28	5	17.9	29	5	17.2	1		1		1	
44	207	津久見市	40.0	2030年3月		16	14	289	98	33.9	16	14	291	98	33.7	6	6	33	7	21.2	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1		1							
44	208	竹田市	30.0	2027年3月		32	26	566	124	21.9	32	26	566	124	21.9	6	3	29	7	24.1	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1							
44	209	豊後高田市	40.0	2029年3月		18	17	202	62	30.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会						16	15	179	51	28.5	5	3	26	6	23.1	14	2	14.3	15	2	13.3	2	2025年5月1日	2	2025年5月1日	2	2025年5月1日
44	210	杵築市				25	20	333	123	36.9	8	7	91	34	37.4	6	2	48	6	12.5	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2017年3月31日	1		1				
44	211	宇佐市	40.0	2027年3月		31	30	493	140	28.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会のうち広域の審議会を除く審議会						31	30	493	140	28.4	6	3	65	6	9.2	34	6	17.6	35	6	17.1	1		1		1	
44	212	豊後大野市	50.0	2026年3月		38	33	371	139	37.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等						32	29	340	131	38.5	6	4	31	8	25.8	21	8	38.1	22	8	36.4	1		1		1	
44	213	由布市	40.0	2026年3月		30	25	517	153	29.6	30	25	517	153	29.6	6	4	28	7	25.0	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1							
44	214	国東市	60.0	2027年3月	2027年3月までに、女性委員の構成比率が3割以上である委員会等の割合が60%以上	39	34	567	174	30.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等のうち、女性委員が3割以上であるものの割合を目標にしている。						39	34	567	174	30.7	6	4	33	8	24.2	25	0	0.0	26	0	0.0	1		1		1	
44	322	姫島村				1	0	0	0		13	10	129	26	20.2	5	3	21	5	23.8	13	0	0.0	14	0	0.0	1		1		1							
44	341	日出町	40.0	2026年3月		16	13	173	41	23.7	16	13	173	41	23.7	5	3	37	5	13.5	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1							
44	461	久重町	40.0	2015年3月		58	46	1,040	158	15.2	10	10	93	42	45.2	5	3	25	4	16.0	2	1	50.0	3	1	33.3	1		2	2024年4月1日	2	2024年4月1日						
44	462	玖珠町	40.0	2030年3月		12	8	164	43	26.2	11	7	117	27	23.1	5	4	20	6	30.0	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1							

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

大分県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)		
									4	4	281	143	50.9	1	1	3	1	33.3											
	大分市								1	1	136	89	65.4	0	0	0	0	0.0											
	別府市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	中津市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	日田市								0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3											
	佐伯市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	臼杵市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	津久見市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	竹田市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	豊後高田市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	杵築市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	宇佐市								2	2	98	38	38.8	0	0	0	0	0.0											
	豊後大野市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	由布市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	国東市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	姫島村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	日出町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	九重町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
	玖珠町								1	1	47	16	34.0	0	0	0	0	0.0											

調査表4-4  
市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

大分県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5						
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職			うち一般行政職			うち管理職数		うち女性数		女性比率(%)										
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	防災・危機管理員数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)										
44 103	1,103	173	15.7	783	123	15.7	97	9	9.3	76	7	9.2	57	6	10.5	35	3	8.6	949	158	16.6	672	113	16.8	1,420	392	27.6	999	264	26.4	2,437	812	33.3	1,601	481	30.0	98	7	7.1	25	2	8.0				
44 201	大分市	339	67	19.8	187	41	21.9	26	3	11.5	19	3	15.8	45	4	8.9	28	2	7.1	268	60	22.4	140	36	25.7	526	138	26.2	276	74	26.8	857	325	37.9	427	152	35.6	1	13	2	15.4	6	1	16.7	1	
44 202	別府市	93	20	21.5	64	15	23.4	18	4	22.2	14	3	21.4	11	2	18.2	7	1	14.3	64	14	21.9	43	11	25.6	172	66	38.4	132	54	40.9	301	124	41.2	251	101	40.2	1	12	0	0.0	2	0	0.0	1	
44 203	中津市	122	19	15.6	82	10	12.2	24	2	8.3	16	1	6.3	0	0	0	0	0	0	98	17	17.3	66	9	13.6	0	0	0	0	0	0	192	46	24.0	136	25	18.4	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
44 204	日田市	68	9	13.2	64	8	12.5	10	0	0.0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	58	9	15.5	54	8	14.8	159	49	30.8	137	32	23.4	0	0	0.0	0	0	0	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1	
44 205	佐伯市	70	3	4.3	62	3	4.8	12	0	0.0	11	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0	57	3	5.3	51	3	5.9	47	8	17.0	44	8	18.2	121	28	23.1	106	0	0.0	1	11	1	9.1	3	0	0.0	1	
44 206	臼杵市	44	2	4.5	37	1	2.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	44	2	4.5	37	1	2.7	67	13	19.4	52	11	21.2	117	49	41.9	80	36	45.0	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1		
44 207	津久見市	24	1	4.2	23	1	4.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	24	1	4.2	23	1	4.3	2	1	50.0	2	1	50.0	54	15	27.8	40	12	30.0	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1		
44 208	竹田市	28	5	17.9	22	5	22.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	28	5	17.9	22	5	22.7	57	19	33.3	39	10	25.6	57	18	31.6	37	10	27.0	1	3	1	33.3	1	1	100.0	1		
44 209	豊後高田市	35	1	2.9	35	1	2.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	35	1	2.9	35	1	2.9	46	16	34.8	46	16	34.8	68	27	39.7	68	27	39.7	2	2025年5月1日	2	0	0.0	0	0	0.0	2	2025年5月1日
44 210	杵築市	25	2	8.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	25	2	8.0	0	0	0.0	70	3	4.3	48	1	2.1	110	15	13.6	35	6	17.1	1	2	0	0.0	0	0	0.0	1		
44 211	宇佐市	46	9	19.6	39	9	23.1	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0	0	0	39	9	23.1	33	9	27.3	47	7	14.9	40	7	17.5	83	16	19.3	61	16	26.2	1	6	0	0.0	1	0	0.0	1		
44 212	豊後大野市	40	3	7.5	23	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	40	3	7.5	23	0	0.0	41	12	29.3	28	6	21.4	161	57	35.4	106	28	26.4	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1		
44 213	由布市	46	11	23.9	41	11	26.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	46	11	23.9	41	11	26.8	60	17	28.3	55	17	30.9	94	26	27.7	76	26	34.2	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1		
44 214	国東市	48	12	25.0	38	12	31.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	48	12	25.0	38	12	31.6	24	8	33.3	24	8	33.3	61	11	18.0	52	10	19.2	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1		
44 322	姫島村	21	3	14.3	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	21	3	14.3	16	1	6.3	12	2	16.7	5	0	0.0	0	0	0.0	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1					
44 341	日出町	19	3	15.8	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	19	3	15.8	16	3	18.8	43	13	30.2	33	5	15.2	57	18	31.6	41	9	22.0	1	6	2	33.3	1	0	0.0	1		
44 461	九重町	16	2	12.5	15																																									

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

市・区・町・村・議会の議員の両立支援体制に関する調査									
都道府県	市町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得することができる産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について1~4のいずれかにつきつけてください。
県	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定がないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)
ココ	村	12	1の合計	17	0	15	1		15 15 15 15 15 8
ドド	名	3	2の合計	1	14	2	16		2 2 3 2 3 1
		1	3の合計	0	2		0		0 0 0 0 0 0
		2	4の合計	0	1				1 1 0 1 0 0
44 201	大分市	1	大分市職員の旧姓使用に関する要綱  第3条 職員は、別表に掲げる文書等を除き、旧姓を使用することができます。  ※別表の内容 「職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きい文書等」:大分県市町村職員共済組合関係書類、大分市職員互助会関係書類、源泉徴収票、公務災害関係書類、本市に対する債権(給与等)に係るもの等	大分市議会	1	2	1	2	1 1 1 1 1 1
44 202	別府市	1	別府市職員の旧姓使用に関する要綱  (趣旨) この要綱は、一般職の職員(任期付職員、臨時の任用職員及び会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用する場合の手続等に關し、必要な事項を定めるものとする。	別府市議会	1	2	1	2	1 1 1 1 1 1
44 203	中津市	2		中津市議会	1	2	1	2	1 1 1 1 1 1
44 204	日田市	1	日田市職員の旧姓使用に関する要綱  第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3か月以内に、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長を経由して市長に申請しなければならない。	日田市議会	1	2	1	2	2 2 2 2 2 2
44 205	佐伯市	1	佐伯市職員旧姓使用取扱要綱  (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に、引き続き変更前の戸籍上の氏(以下を「旧姓」という。)を業務上において使用することについて必要な事項を定めるものとする。	佐伯市議会	2			2	2 2 2 2 2 2
44 206	臼杵市	1	臼杵市職員旧姓使用取扱規程  (旧姓使用の範囲) 第7条 旧姓使用者が旧姓を使用することができる文書は、次に掲げるものとする。 (1) 挙げた名前(姓と名の組合せ)の同一性の確認が容易にできる内容のもの (2) 事務組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできる内容のもの (3) 公務員の権利及び義務に係る文書のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用により係争となるおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書	臼杵市議会	1	2	1	2	1 1 1 1 1 1
44 207	津久見市	2		津久見市議会	1	2	1	2	1 1 1 1 1 1
44 208	竹田市	1	竹田市職員旧姓使用取扱規程  第7条 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	竹田市議会	1	3	1	2	1 1 1 1 1 1

## 市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査

都 市 市 区		市 区		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
道 府 県 市 村 町 コ コ コ ド ド	市 区 町 村 村 名	市 区 町 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1. を選択した場合 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-3 1. を選択した場合 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-4 1. を選択した場合 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-5 1. を選択した場合 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-6 1. を選択した場合 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。																	
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例												
44	209	豊後高田市	1	豊後高田市職員旧姓使用取扱規定  ○豊後高田市職員旧姓使用取扱規程 令和5年3月1日 訓令第2号／議会訓令第1号／教育委員会訓令第1号／選挙管理委員会訓令第1号／監査委員訓令第1号／農業委員会訓令第1号／消防本部訓令第2号／ (目的) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職の職員、臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。をいう。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長を経由して市長に申請しなければならない。 (承認) 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 前条の規定による承認を受けた職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第6条 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用にあたっては、常に市民、他の職員等に誤解及び混亂を生じさせないよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用することができる文書等には一貫して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この規程に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、公示の日から施行する。 別表(第6条関係) 1 旧姓を使用することができる文書等の基準 基準由な文書等の例示 1 職員の氏名が記載されているのみで、特別な法律關係を生じさせるおそれのないもの図札、名刺、業務分担表、座席表、職員名簿、職場での呼称、回観用紙、グレーブウェア等 2 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの 起案文書の起案者名、起案文書等への押印、復命書、事務引継書、組織内部で行われる表彰等 3 職員の権利及び義務に係る文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの田勤押印簿、年休承認簿、特別休暇承認簿、職務に専念する義務の免除承認願、時間外勤務命令簿、旅行命令書・依頼書、営利企業従事許可申請書、欠勤届等 4 その他市長が適当と認めるもの 2 旧姓を使用することができない文書等の基準 基準由な文書等の例示 1 職員の身分に関するもの命令、宣誓書、履歴書、職員証、退職願、処分關係書類、人事管理上作成する文書、証明書類、出納員の職務に関する文書、法令に基づく身分証明書等 2 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの図と明細書、給与口座振込申出書、源泉徴収票、昇給辞令、各種手当關係書類、育児休業關係書類、介護休暇關係書類、公務災害關係書類、大分県市町村職員共済組合關係書類、健康診断關係書類、交通事故關係書類等 3 公権力の行使に関するもの立入検査、徴税等法令に基づく行政処分に係る文書等 4 私人との法律上の關係を発生させるもの契約書、入札執行關係書類等 様式第1号(第3条関係) 様式第2号(第4条関係) 様式第3号(第4条関係) 様式第4号(第5条関係)	豊後高田市議会	1	2	1	豊後高田市議会会議規則  豊後高田市議会規則第91条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1
44	210	杵築市	4		杵築市議会	1	2	2									1	1	1	1	1	
44	211	宇佐市	1	宇佐市職員の旧姓使用取扱要綱  第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に關し、必要な事項を定める。	宇佐市議会	1	2	1	宇佐市議会会議規則  (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1
44	212	豊後大野市	1	豊後大野市職員旧姓使用取扱規程  (承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 (承認) 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用について承認するものとする。	大分県豊後大野市議会	1	2	1	豊後大野市議会会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はある。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
ココドド	ココドド	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
44 213	由布市	1 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 2.別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については、旧姓の使用を認めないものとする。	由布市議会	1 2 1	由布市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
44 214	国東市	1 第1条 この告示は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	国東市議会	1 2 1	国東市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		国東市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条4 議長等が引き続き6月以上定期会、臨時会及び委員会(以下「定期会等」という。)に出席しないときは、別表に定める額に次の表の欠席期間に応じた割合を乗じて得た額を差し引いて額を支給する。	1 1 1 1 1 2
44 322	姫島村	4	姫島村議会	1 4 2	日出町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4 4 2 4 2
44 341	日出町	3	日出町議会	1 2 1	九重町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、災害、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (改正(令3議会規則第2号))	2			1 1 1 1 1 1
44 461	九重町	2	九重町議会	1 2 1	玖珠町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
44 462	玖珠町	1 (趣旨) 第1条 この訓令は、個性を尊重し、働きやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	玖珠町議会	1 3 1	玖珠町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1

調査表4-5  
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	大分県														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		
都道府県	市区町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		
問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15							
議員の利用することのできる保健施設等が議会に設けられたは提供しているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設けられたは提供しているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した「ハラスメント防止に関する取組み」を行っていますか。	男女共同参画に関する研修を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	政治分野の男女共同参画に関する規定を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	当該部分の規定を記入してください。	本部員長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	内閣府にに対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマとした研修の実施状況						
1) 人員及び場所の設置は提供がされている。(施設のものも含む) 2) 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(施設のものも含む) 3) 設置または提供する予定である。 4) なし	1) 人员及び場所の設置は提供がされている。(施設のものも含む) 2) 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(施設のものも含む) 3) 設置または提供する予定である。 4) なし	1. 行っています。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 4. なし	1. 行っています。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 行っています。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がないが、運用上も認めている。	1. 行っています。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)												
0	1	3	3	0	0	8	3	1	4	1	1	1	460	48	10.4%	5					
1	2	8	0	0	6	10	9	3	17												
0	0	7	4	15	4	1	8	0	0												
17	15				11																
44 201	大分市	4	4	3	1	3	3	1	1	2	2	2	18	2	11.1						
44 202	別府市	4	4	1	1	別府市議会ハラスメント防止規程第1条 この規程は、別府市議会議員の政治倫理に関する条例(平成8年別府市議会議員の政治倫理に関する条例)に基づくものである。														○	
44 203	中津市	4	4	3	3	3	3	4	2	2	2	2	43	2	4.7	○					
44 204	日田市	4	4	3	1	2	3	4	1	2	2	2	13	1	7.7						
44 205	佐伯市	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	15	1	6.7	○					
44 206	臼杵市	4	4	2	1	2	2	4	2	2	2	2	26	1	3.8						
44 207	津久見市	4	4	2	2	2	2	4	2	2	2	2	119	15	12.6						
44 208	竹田市	4	4	2	1	2	2	1	2	2	2	2	3	1	33.3						
44 209	豊後高田市	4	2	2	1	2	2	4	2	2	2	2	14	0	0.0	○					
44 210	杵築市	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	21	2	9.5						
44 211	宇佐市	4	4	3	3	3	3	1	3	3	2	2	8	0	0.0						
44 212	豊後大野市	4	1	2	1	2	2	4	2	2	2	2	18	1	5.6						
44 213	由布市	4	4	1	1	由布市議会基本条例														○	
44 214	国東市	4	4	3	1	2	3	4	2	2	2	2	65	12	18.5						
44 215	姫島村	4	4	3	1	2	3	4	3	3	3	2	32	4	12.5						

